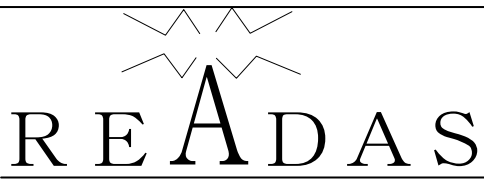


第 5234 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 5月28日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 役員報酬の決め方

**Q**：役員報酬はどのような手続きを経て決められるのですか。期中で増減することはできますか？

**A**：役員報酬は定款又は株主総会の決議によって決定します。期中の増減は可能です。

### 【解説】

取締役に対する報酬は、会社法において、定款又は株主総会の決議によって、その額又は算定方法を定めなければ支給することができないこととされています。

したがって、定款又は株主総会の決議によって報酬を決めることになるのですが、実務では、定款に定めを置くのは稀で、株主総会で全取締役の報酬の総額を決議し、取締役会の決議で個々の取締役の報酬を決めるのが一般的です。

総額は、一度決議しておけば変更がない限り、翌年以降、あらためて株主総会の決議を経る必要はありません。

なお、報酬の額を増減する場合ですが、増額する場合は、株主総会で総額を定めている場合であれば、その総額内であれば増額することができますし、総額を超えるという場合には、あらためて株主総会の決議を経て増額ということになります。

また、減額する場合は株主総会で定めた総額内ですので問題ありませんが、減額する取締役の同意が必要になります。

ちなみに、報酬を増額減額する場合は、税務上、定期同額給与にならず、損金不算入の問題が発生しますので注意してください。

